## フグの取扱いに注意!

フグの取扱いには、専門的な知識と技術が必要です。 フグは猛毒を持ち、誤って有毒部位を食べると中毒を起こし、 最悪の場合、死亡することがあります。

- ❖有毒部位はフグの種類、部位(臓器など)、 漁獲海域などにより異なります。
- ❖フグ毒は通常の加熱では壊れません。



## ≪フグを取扱うために必要なこと≫

- ◆フグを取扱う(※)には、保健所へ事前の届出が必要です。 保健所から交付された<u>『フグ取扱所届出済証』は必ず店内の見やすい場所に掲示して下さい。</u>
- ◆取扱施設には専任のフグ取扱者の設置が必要です。
- ◎フグ取扱者は、規定の講習会を受講しなくてはなりません。 フグ取扱者衛生講習会の受講資格(郡山市の場合) 次のいずれかの要件に該当するもの
  - 1 調理師免許証を有する者
  - 2 フグ取扱届出施設で2年以上、フグの調理業務に従事した者 ※有毒部位が除去されていないもの(丸フグ等)に限る。

## 注意!!

- ・フグ取扱者が異動・退職した場合は、フグ取扱者 の変更届出が必要です。
- ・営業所の移転や営業者が変わったために新規で 営業許可を取得した場合はフグ取扱所の届出が<u>新たに</u>必要です。

問い合わせ先 → 郡山市保健所生活衛生課食品衛生係 TeL024-924-2157